

公益財団法人日本セーリング連盟

コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の行動規範の理念に則り、連盟が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本連盟の役員及び職員（以下、「役職員」という。）その他連盟に関係する全ての者は、前条の行動規範の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組 織)

第3条 本連盟のコンプライアンスにかかわる組織として、以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事の中から、理事会の決議により会長が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、本連盟のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス委員会の委員

(コンプライアンス委員会の所管)

第5条 コンプライアンス委員会は、以下の事項について所管する。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討

- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) 連盟のコンプライアンスに関する理事会、常任委員会、専門委員会等連盟の各機関に対する答申
- (6) その他、コンプライアンスに関連する事項としてコンプライアンス担当理事が判断した事項

(コンプライアンス委員会の構成)

第6条 コンプライアンス委員会の委員は次のとおり理事会が選任する。

- ① コンプライアンス担当理事
 - ② 理事または専門委員会委員長 2名
 - ③ 総務委員会委員長または副委員長 1名
 - ④ 財政委員会委員長または副委員長 1名
 - ⑤ 監事 1名
 - ⑥ 外部有識者 若干名
 - ⑦ その他、コンプライアンス委員会委員として適任であると理事会が判断した者 若干名
- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 コンプライアンス委員会は委員の定数は7名以上10名以下とする。但し、そのうち、両性から少なくとも2名を選任しなければならないこととする。

(コンプライアンス委員会の開催)

第7条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、少なくとも毎年1回開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部)

第8条 連盟事務局をコンプライアンス統括部とし、連盟事務局長を統括部長とする。

- 2 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を補助し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等の検討・実施に協力する。
- 3 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(コンプライアンス委員会等への協力)

第9条 連盟の役職員その他連盟に関係する全ての者は、コンプライアンス担当理事、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部の所管業務に協力しなければならない。

(コンプライアンスのための教育)

第10条 本連盟は、役職員その他連盟に関係する者に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員その他連盟に関係する者は本連盟の行動規範を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2012年12月8日から施行する。(2012年12月8日理事会決議)

この規程は、2021年2月27日から改訂施行する。(2021年2月27日理事会決議)

この規程は、2023年12月2日から改訂施行する。(2023年12月2日理事会決議)